

## 災害時における応援復旧対策の協力に関する協定

大阪市都市環境局（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会関西支部（以下「乙」という。）は、地震その他の異常な自然現象により、下水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における調査その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の甲に対する協力に関して基本的な事項を定め、被災した下水道施設機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時により被災した幹線、建築物、処理場土木構造物の調査、応急措置を乙に対し協力要請する。

2 前項により要請を受けた乙は、速やかに会員に周知（以下「実施会員」という。）し、要請された応急対策に協力する。

### （要請の手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、電話、FAX等により通知するとともに、甲は後日、速やかに乙に対して協力要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を送付する。

2 甲が行う要請書の様式は、別紙様式一1とする。

### （報告）

第4条 乙の実施会員は、甲より要請された業務を完了したときは、速やかに甲に対し所定の書式（以下「報告書」という。）により報告を行う。

2 乙の実施会員が行う報告書の様式は、別紙様式一2とする。

### （費用負担及び確認・検査）

第5条 この協定に基づき乙の実施会員が、甲より要請され業務に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格決定にあたっては、乙の実施会員は具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙の実施会員が協議して定める。

3 甲は、乙の実施会員の具体的な履行内容の確認・検査を行う。

### （連絡体制）

第6条 応急復旧対策の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙双方から申し出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年11月6日

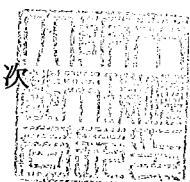
甲 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪市

都市環境局長

檜垣

洋次



乙 大阪市中央区北浜東1-30

社団法人

日本土木工業協会関西支部

支部長

本庄

正



様式－1

平成 年 月 日

災害時における応急対策に関する協力要請書

様

大阪市都市環境局長

「災害時における応急対策の協力に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1. 被災場所又は応急復旧の要する場所と被災概要	①概要			
	区 ～	町	丁目	番地先
2. 現場責任者	電話 ( )			
	要請者名 平成 年 月 日 ( ) AM・PM 時 分			
4. 協力要請内容 (人員・資機材等)				
5. 協力要請の期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )			
6. その他必要な事項				

整理番号

平成 年 月 日

## 災害時における応急対策に関する実施報告書

大阪市都市環境局長 様

会社名 \_\_\_\_\_

「災害時における応急対策の協力に関する協定」第4条の規定に基づき、要請のありました応急対策について次のとおり報告します。

1. 被災場所又は応急復旧の要する場所と被災概要 ～	①概要			
	区	町	丁目	番地先
2. 会社名及び現場責任者	②場所 区 町 丁目 番地先			
	電話 ( )			
3. 電話、FAXによる要請日時	要請者名 平成 年 月 日( ) AM・PM 時 分			
4. 応急対策に従事した人員、資機材等				
5. 応急対策の期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( )			
6. その他必要な事項				

整理番号